

# 開かれた市政を目指して

## 人事行政の運営状況を公表します

本市では、市の人事行政の運営等の状況を市民の皆さんに公表することにより、その公正性・透明性を高めることを目的に、「鳴門市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を平成17年4月1日に施行し、市職員の給与・定員管理の状況、任免や服務などの状況等について公表しています。

### 市職員の任免及び職員数に関する状況

#### 1. 市職員の任免の状況

##### (1) 職員の採用・退職の状況

・職員の採用試験の状況

(平成20年度)

区 分	申込者数	受験者数	採用者数	競争率
一般行政事務職	328 人	210 人	13 人	16.2 倍
一般行政事務職 <身体障害者>	1 人	0 人	0 人	- 倍
保健師	14 人	9 人	2 人	4.5 倍
保育士	35 人	19 人	2 人	9.5 倍

・職員の選考審査の状況

(平成20年度)

区 分	申込者数	受験者数	採用者数	競争率	実施理由
幼稚園教諭	79 人	55 人	3 人	18.3 倍	教育公務員特例法第11条による

(注) 採用者数は平成21年4月1日採用者の数です。

・退職の状況

(平成20年度)

定年退職	その他	合 計
45 人	13 人	58 人

#### 2. 市職員の職員数の状況

##### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		20年	21年		
一 般 行 政 部 門	議 会	6 人	6 人	0 人	収納担当の減 保育士の欠員不補充 清掃部門の欠員不補充 組織・機構改革に伴う減 組織・機構改革に伴う減 組織・機構改革に伴う減
	総務企画	105 人	105 人	0 人	
	税 務	29 人	28 人	-1 人	
	民 生	94 人	93 人	-1 人	
	衛 生	100 人	97 人	-3 人	
	農林水産	17 人	14 人	-3 人	
	商 工	13 人	12 人	-1 人	
	土 木	58 人	47 人	-11 人	
	小 計	422 人	402 人	-20 人	
部特 別 行 門 政	教 育	200 人	192 人	-8 人	組織・機構改革に伴う減 組織・機構改革に伴う減
	消 防	71 人	67 人	-4 人	
	小 計	271 人	259 人	-12 人	
会公 計管 部企 門業 等	水 道	34 人	31 人	-3 人	管理部門の見直しによる減 欠員不補充 下水道担当充実 公設市場欠員不補充
	交 通	23 人	18 人	-5 人	
	下 水 道	11 人	12 人	1 人	
	そ の 他	61 人	60 人	-1 人	
	小 計	129 人	121 人	-8 人	
合 計		822 人	782 人	-40 人	

(注) 職員数は一般職に属する職員の数です。

## (2) 年齢別職員構成の状況

(各年4月1日現在)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計	
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上		
職員数	20年	3人	22人	48人	58人	64人	70人	70人	96人	137人	184人	9人	822人	
	21年	2人	17人	54人	65人	59人	61人	68人	63人	81人	131人	169人	11人	781人
構成比	20年	0.4%	2.7%	5.8%	7.1%	7.8%	8.5%	7.4%	8.5%	11.7%	16.7%	22.4%	1.1%	100.0%
	21年	0.3%	2.2%	6.9%	8.3%	7.6%	7.8%	8.7%	8.1%	10.4%	16.8%	21.6%	1.4%	100.0%

## (3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

(各年4月1日現在)

区 分	一般行政		特別行政		計	
	増 減	職員数	増 減	職員数	増 減	職員数
平成15年 計画前年		518人		292人		810人
平成16年 計画1年目	-10人	508人	0人	292人	-10人	800人
平成17年 計画2年目	-19人	489人	1人	293人	-18人	782人
平成18年 計画3年目	-14人	475人	-7人	286人	-21人	761人
平成19年 計画4年目	-31人	444人	-12人	274人	-43人	718人
平成20年 計画5年目	-22人	422人	-3人	271人	-25人	693人
平成21年 計画終了後	-20人	402人	-12人	259人	-32人	661人
平成21年 までの累計	-116人		-33人		-149人	
数値目標						700人

(注) 計画期間は平成16年度～20年度までの5年間です。

職員数は普通会計の職員数です。

増減数は一般行政、特別行政、公営企業等との部門間の異動も含んでいます。

## 市職員の給与等に関する状況

職員の給与制度は国家公務員の給与制度に準じて、市の条例によって定められています。なお、ここに記載している給与などは、すべて税や各種保険料を引く前の額です。

## 1. 市職員の給与に関する状況

## (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (20年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	19年度 人件費率
20年度	62,893人	198億7,195万円	2億1,516万円	66億1,220万円	33.3%	29.8%

## (2) 職員給与費の状況(各年度普通会計予算)

区分	職員数 (A)	給 与 費			計 (B)	1人当たり給 与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
20年度	700人	27億4,350万円	3億9,727万円	11億3,976万円	42億8,053万円	612万円
21年度	672人	26億1,410万円	3億8,531万円	10億7,005万円	40億6,946万円	606万円

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数及び給与費は当初予算に計上された数値です。

## (3) ラスパイレス指数の状況

(各年4月1日現在)

平成19年	92.4
平成20年	91.7

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

## (4) 職員の平均給与月額、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(各年4月1日現在)

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	平成20年	44.69 歳	32万9,644円	37万8,687円
	平成21年	43.79 歳	32万 360円	37万8,008円
技能労務職	平成20年	50.01 歳	28万5,042円	32万3,341円
	平成21年	50.67 歳	28万6,447円	31万8,705円
高等学校教育職	平成20年	44.61 歳	36万9,291円	43万 309円
	平成20年	44.70 歳	36万7,012円	42万9,305円

## (5) 一般行政職員の初任給の状況

(各年4月1日現在)

区 分	鳴門市		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
大学卒	平成20年	17万2,200円	18万4,200円	17万2,200円	18万4,200円
	平成21年				
高校卒	平成20年	14万 100円	14万8,500円	14万 100円	14万8,500円
	平成21年				

## (6) 一般行政職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(各年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	平成20年	23万9,329円	27万8,679円	35万3,886円
	平成21年	24万7,800円	29万9,171円	35万4,420円
高校卒	平成20年	-	24万6,840円	27万6,000円
	平成21年	20万3,300円	-	29万9,850円

## (7) 一般行政職の級別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	平成20年		平成21年	
		職員数	構成比	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	80 人	23.9 %	74 人	23.3 %
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	10 人	3.0 %	20 人	6.3 %
3級	係長、主任の職務又はこれに相当する職務	53 人	15.8 %	46 人	14.5 %
4級	副課長の職務、かいの長の職務、主査・副主査の職務、特に困難な業務を分掌する係長、主任の職務	72 人	21.5 %	73 人	23.0 %
5級	困難な業務を処理する副課長・かいの長・主査・副主査の職務	53 人	15.8 %	48 人	15.1 %
6級	課長の職務、主幹の職務	49 人	14.6 %	41 人	12.9 %
7級	部長・理事・副部長・参事の職務	18 人	5.4 %	15 人	4.7 %
計		335 人	100.0 %	317 人	100.0 %

(注) 1 給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

## (8) 一般行政職員の昇給期間短縮の状況

20年度	職 員 数 (A)	335人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	0人
	比 率 (B)/(A)	0%

## 2. 市職員の手当の状況

## (1) 期末手当・勤勉手当

鳴門市			国		
(20年度支給割合)			(20年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.40 月分	0.75 月分	6月期	1.40 月分	0.75 月分
12月期	1.60 月分	0.75 月分	12月期	1.60 月分	0.75 月分
計	3.00 月分	1.50 月分	計	3.00 月分	1.50 月分

## (2) 退職手当

(平成20年度)

鳴門市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	1,626 万円	2,535 万円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

## (3) 特殊勤務手当

(平成20年度)

支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	9万4,790円
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)	全職種 46.6%
手当の種類(手当数)	29手当
支給額の多い手当	クリーンセンター従事職員の手当
多くの職員に支給されている手当	保育所従事職員手当、消防職員の手当

## (4) 時間外手当

支給実績(20年度決算)	1億3,594万円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	16万5,377円

## (5) その他職員手当の状況

(平成20年4月1日現在)

扶養手当	配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族は6,500円 配偶者がなく、扶養親族がある場合は1人目は11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子は5,000円加算
住居手当	持家 2,500円(新築又は購入日から5年間のみ) 借家 (家賃 - 23,000円) / 2 + 11,000円 = 支給額(最高27,000円)
通勤手当	交通機関 定期代金額(最高55,000円) 自動車等 2キロ以上60キロ未満 距離に応じ2,000円～23,600円 60キロ以上 24,500円

## 3. 特別職の報酬等の状況

(平成20年4月1日現在)

区分	給料	月額	額等
市長	給料	71万4,750円	(平成20年度支給割合)
副市長	料	64万2,600円	
議長	報酬	51万5,000円	6月期 1.6月分
副議長		43万4,000円	12月期 1.7月分
議員		41万1,000円	

(注) 市長・副市長の給料については市長25%、副市長15%の減額後の額です。

## 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 勤務時間の状況(標準的なもの) (平成20年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
40時間	8:30	17:15	45分	土・日曜日

## (2) 休暇等の取得状況(平成20年)

年次有給休暇平均取得状況	8.1日
介護休暇取得者数	1人
育児休業取得者数	9人

## (3) 主な休暇制度の概要

(平成20年4月1日現在)

休暇の種類	内容・取得条件等	取得可能期間
年次有給休暇	前年の繰越しとして20日の範囲内で繰越すことができる	1年に20日
ドナー休暇	職員が骨髄移植のため骨髄液の提供者として、検査、入院等が必要あるとき	必要期間
ボランティア休暇	職員が自発的かつ無報酬で社会貢献活動を行うとき	1年度に5日以内
結婚休暇	職員が結婚したとき	5日以内
産前休暇	一定期間以内に出産する予定である職員が申し出たとき	分べんの予定日前8週間
産後休暇	職員が出産したとき	出産日の翌日から8週間
配偶者出産休暇	職員の配偶者が出産したとき	出産当日から3週間の期間内に2日以内
家族看護休暇	職員の家族を看護する必要があるとき	1年(1月1日～12月31日)のうち5日以内
介護休暇(無給)	職員が負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり親族を介護しなければならなくなったとき	連続する6ヶ月の期間内

## 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1)分限処分の状況

職員がその責務を十分に果たすことを期待できない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は免職、休職、降任、降給があります。

(平成20年度)

処分内容	処分者数	処 分 事 由
免 職	0人	
降 任	0人	
休 職	9人	心身の故障による
降 給	0人	

### (2)懲戒処分の状況

職員の義務違反に対し地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持する目的で、一定の義務違反に対して職員にその道義的責任を負わせる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給、戒告があります。

(平成20年度)

処分内容	処分者数	処 分 事 由
免 職	0人	
停 職	1人	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行
減 給	0人	
戒 告	0人	

## 職員の服務の状況

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で専念しなければなりません。職員には、命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行為の禁止、営利企業等の従事・政治行為の制限などが課せられています。

## 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1)職員の研修の状況

市では地方公務員法第39条の規定に基づき、職員の勤務能率及び増進を図るため各種の研修を実施しています。

主な研修は次のとおりです。

市主催研修

(平成20年度)

研 修 名	受講者数	研 修 名	受講者数
新規採用職員研修	23 人	職場内人権研修	702 人
処務・経理事務研修	66 人	人権問題啓発推進者養成講座(6回)	110 人
普通救命法講習会(7回)	70 人	人権行政研修	34 人
ストレスマネジメント研修	34 人	参画型人権問題啓発推進者養成講座(4回)	74 人
クレーム対応研修	39 人	新規採用職員人権文化祭研修	18 人
庁内出前講座(下水道事業説明会)	563 人	立岩地区解放文化祭・研修の広場	109 人
人事考課者研修	28 人	安全運転講習会	530 人
3年次研修(キャリアデザイン)	13 人	セクシュアル・ハラスメント対策研修	34 人
メンタルヘルス研修	41 人	手話講座(20回)	126 人
自治基本条例説明会	479 人	不当要求防止責任者講習会	61 人
財政状況説明会	443 人	アナウンスアカデミー-IN.NARUTO(6回)	44 人
		市主催研修受講者数計	3,641 人

(注) 複数回開催した研修の受講者数は累計で示しています。

県・市町村職員研修協議会主催研修(県自治研修センター)

(平成20年度)

研 修 名	受講者数	研 修 名	受講者数
職場研修支援講座	7人	簿記講座	13人
課長級研修	4人	5年次研修 法制執務講座	19人
課長補佐級研修	19人	中国語講座	1人
係長級研修	24人	民法入門講座	4人
防災対策研修	6人	危機管理講座	1人
職員研修	11人	1日自治大学校	2人
新規採用職員研修	18人	ロジカルプレゼン能力開発講座	1人
指導者養成講座(メンタルヘルス)	2人	男女共同参画セミナー	2人
税務職員研修	4人	市町村パソコン研修	38人
監査事務研修	4人	プレゼンテーション講座	4人
英会話講座	1人	教養講座(1)・(2)	5人
財務事務研修	9人	CS向上と公共マーケティング講座	2人
		県・市町村職員研修協議会主催研修受講者数計	201人

派遣研修

(平成20年度)

派 遣 研 修 先	受講者数
自治大学校・市町村職員中央研修所での研修他	18人

(2)人事考課制度

職員育成、活用、公正な処遇を実現するための基礎資料の一つとするため、職員の勤務実績の評定を行っています。職員一人ひとりの職務遂行能力、仕事の成果、職員の仕事に対する取り組みの状況等を、一定の基準と手続きに基づいて実施しています。

職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法により徳島県市町村職員共済組合(学校職員については、公立学校共済組合)が実施しています。また、職員の福利厚生事業として(財)徳島県市町村職員互助会や鳴門市職員共済会により人間ドック助成、文化・体育活動助成等の事業を実施しています。

(1)健康診断の状況(平成20年度)

区 分	受診者数
一般定期健康診断	318人
人間ドック	352人

(2)公務災害の認定状況(平成20年度)

区 分	認定件数	災害の概要
公務災害	5件	左手挫創、右手蜂刺傷、右示指指尖部切 断、左第5指切創、尾骨骨折
通勤災害	1件	頸椎捻挫

(3)措置要求、不服申立の状況

職員は給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置を執られるよう要求することや、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服を申し立てることができます。

公平委員会は、地方公務員法第7条第2項の規定により設置されており、これらの要求や処分が適当であるか審査し、必要な場合は勧告・指示することができる独立した機関です。

(平成20年度)

勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立の状況	0件